

アルバイトの年次有給休暇について

【質問】

今年の 4 月から、6 か月契約で週 3 日勤務のアルバイトを始めました。10 月から契約更新となり勤務日数も週 4 日になる予定です。しかし 10 月からの新しい契約書を見ると、年次有給休暇が無しになっています。私の年次有給休暇はどうなるのでしょうか。

【答え】

年次有給休暇は、採用後 6 か月以上**継続勤務**し、全労働日の **8 割以上出勤**している労働者に与えられる、法律で定められた休暇です。（労働基準法第 39 条）

アルバイトなど有期契約の労働者についても上記の要件を満たしていると年次有給休暇が付与されます。4 月から 9 月までの 6 か月で契約が終了する場合、年次有給休暇は付与されませんが、今回のように契約が更新されて勤務する場合には実態として雇用が継続していると見なされます。したがって全労働日の 8 割以上出勤している要件を満たした場合には、10 月に年次有給休暇が付与されることとなりますので、契約書にサインをする前に会社に確認してみましょう。

また年次有給休暇の付与日数は、**付与日現在の労働契約**に基づいて判断します。付与日が新しい契約と同じ 10 月 1 日であれば、新しい契約（週 4 日勤務）に対する年次有給休暇 7 日が付与されます。仮に、労働条件が変わらず週 3 日勤務で新しい契約を結んだ場合の年次有給休暇は 5 日になります。

＜週所定労働日数が 4 日以下（または年間 216 日以下） かつ 週所定労働時間が 30 時間未満の労働者＞

週所定労働日数	1 年間の所定労働日数	継続勤務年数						
		6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
4 日	169~216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121~168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73~120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48~72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

ちなみに、付与後に勤務日数の変更等があったとしても、年次有給休暇の付与日数が増減することはありません。次の付与日までは、現在の日数です。

【ワンポイントアドバイス】

1. アルバイトなどで働く労働者も契約更新等を繰り返していくと、勤務年数が通算されていく。
2. 契約更新して労働日数などが変更されても、年次有給休暇の付与日数は付与日現在の労働日数を基準として判断する。